

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1422号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 1 月14日火曜日 第1422号

	\Diamond \exists	次 ♦	
	告	示	
大規模小売店舗の	変更の届出	の概要等(2件)	13
土地改良区役員の	対退任の届	出(2件)	14
町営土地改良事業	美の施行の関	係書類の縦覧	15
市営土地改良事業	美の施行の関	係書類の縦覧	15
村営土地改良事業	美の計画の変	更等の関係書類の縦覧	〔1 5
公有水面埋立免許	F		15
道路の区域変更(県道今治波	方港線)	17
)	
道路の区域変更(県道松山北	条線)	17
道路の供用開始 (<i>"</i>)	17
道路の区域変更(県道久万中	山線)	17
道路の供用開始 (, ,,)	18
道路の区域変更(一般国道 38	30号)	18

退路の供用開始(").	18
道路の区域変更(県道喜路能登線外))18
道路の供用開始 (")19
都市計画事業の認可	19
道路の位置の指定	19
公	告
特定非営利活動法人の設立の認証の	申請の公告(3件)19
特定非営利活動法人の定款の変更の記	認証の申請の公告20
公営企業告	示
落札者等の告示(2件)	20

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第44号

 \bigcirc

 \bigcirc

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148番 地 1	大規模小売店舗において小 売業を行う者の名称	株式会社ニシオカ	株式会社ニシオカ 、株式会社メディ コニ十一	平成14年 9月10日	平成14年 12月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工 労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第45号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4

月間縦覧に供する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日
ハトマート北条	北条市辻445番地 3	大規模小売店舗の名称	Aコープ北条	ハトマート北条	平成14年 12月 1 日	平成14年 12月19日
		大規模小売店舗において小 売業を行う者の名称	えひめ中央農業協 同組合、株式会社 椿食品、有限会社 真宗、窪田英一	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工 労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第46号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、川之江市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	;		名	住 所
理事	石	津	隆	敏	川之江市川之江町2403番地 6
"	薦	田	正	明	川之江市川之江町656番地 1
"	谷		弘	煕	川之江市川之江町3113番地69
"	星	Ш	安	德	川之江市金生町下分365番地
"	石	Ш	忠	男	川之江市金生町山田井297番地
"	長	野	岩	男	川之江市金生町山田井1364番地 4
"	高	科	公	_	川之江市金生町山田井1039番地4
"	石	Ш	邦	彦	川之江市上分町720番地
"	白	Ш	角	市	川之江市上分町505番地
"	賀	田	昭	良	川之江市金田町半田甲155番地
"	宇	高	厚	義	川之江市金田町金川1442番地 1
"	南		量	雄	川之江市金田町金川292番地 1
"	宮	内		登	川之江市金田町金川1628番地
"	深	Ш	弘	之	川之江市川滝町下山1847番地
"	喜	井	清-	一郎	川之江市川滝町領家810番地 2
"	石	Ш		愽	川之江市柴生町570番地
"	井	Ш	眞	治	川之江市妻鳥町2670番地
監事	井 原 芳 丿		順	川之江市金生町下分2134番地	
"	矢	野		强	川之江市金田町半田甲530番地

"	高	橋	裕	川之江市妻鳥町2339番地

退任

役員の種類	氏			名	住所				
理事	石	津	隆	敏	川之江市川之江町2403番地 6				
"	薦	田	正	明	川之江市川之江町656番地 1				
"	白	石	_	忠	川之江市川之江町2984番地				
"	白	Ш		浩	川之江市金生町山田井189番地				
"	高	井	梅	行	川之江市金生町山田井650番地 1				
"	星	Ш	安	德	川之江市金生町下分365番地				
"	井	原	誠	_	川之江市金生町下分2016番地 2				
"	篠	永	薫		川之江市上分町13番地				
"	白川		角	市	川之江市上分町505番地				
"	賀	田	昭	良	川之江市金田町半田甲155番地				
"	宇	高	厚	義	川之江市金田町金川1442番地 1	12番地 1			
"	南		量	雄	川之江市金田町金川292番地 1				
"	宮	内		登	川之江市金田町金川乙476番地 2				
"	山	下	晳	規	川之江市川滝町下山2039番地 3				
"	石	Ш	隆	俊	川之江市川滝町領家1347番地4				
"	篠	原		健	川之江市柴生町560番地				
"	井	Ш		健	川之江市妻鳥町2667番地 2				
監事	梶	原		孝	川之江市川之江町2954番地				
"	佐 藤		保	之	川之江市上分町1199番地 1				
"	北	條			川之江市柴生町656番地 5				

○愛媛県告示第47号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、越智郡菊間町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所				
理事	白	石	隆	彦	越智郡菊間町浜110番地					
"	=	神	正	人	越智郡菊間町河之内36番地					
"	松	浦	義	文	越智郡菊間町中川976番地					
"	原		繁	樹	越智郡菊間町川上285番地					
"	# 菅		孝	友	越智郡菊間町松尾789番地					
"	渡 部		由	亀	越智郡菊間町高田87番地					
"	" 西原		光	雄	越智郡菊間町池原1147番地					
"	石	Щ	義	紀	越智郡菊間町西山1426番地					
"	森	田	文	明	越智郡菊間町長坂147番地					
"	本	宮	正	夫	越智郡菊間町浜2214番地					
"	吉	井	静	雄	越智郡菊間町田之尻659番地					
"	本	宮		司	越智郡菊間町種2363番地					
"	山	崎	純	和	越智郡菊間町佐方1119番地					
監事	松	浦	逸	雄	越智郡菊間町中川1047番地					
"	" 吉井			豊	越智郡菊間町浜762番地					
"	渡	部	嘉	文	越智郡菊間町佐方1813番地					

退任

役員の種類	氏			名	住	所					
理事	白	石	隆	彦	越智郡菊間町浜110番地						
"	=	神	正	人	越智郡菊間町河之内36番地						
"	松	浦	逸	雄	越智郡菊間町中川1047番地						
"	菅		仁	志	越智郡菊間町川上993番地						
"	渡	部	憲	明	越智郡菊間町長坂1840番地						
"	河	野	豊	之	越智郡菊間町浜972番地						
"	越	智		保	越智郡菊間町田之尻660番地						
"	河原	田原		豊	越智郡菊間町池原1081番地						
"	陸	野	榮	_	越智郡菊間町西山294番地						
"	横	田	孔	邦	越智郡菊間町種2750番地						
"	西	本		茂	越智郡菊間町高田82番地						
"	山	崎	良	仁	越智郡菊間町佐方2184番地						
"	渡	部		勲	越智郡菊間町松尾795番地						
監事	監事石		啓	介	越智郡菊間町西山1348番地						
"	" 渡		康	弘	越智郡菊間町高田431番地						
"	吉	井	_	也	越智郡菊間町田之尻768番地						

○愛媛県告示第48号

弓削町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・佐島地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい 排水)・佐島地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成15年1月15日から2月12日まで
- 3 縦覧場所 弓削町役場

○愛媛県告示第49号

大洲市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・久米地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・ 久米地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成15年1月15日から2月12日まで
- 3 縦覧場所 大洲市役所

○愛媛県告示第50号

関前村から協議のあった村営土地改良事業(集落環境整備事業・岡村地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業(集落環境整備事業・岡村地区)変更 計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成15年1月15日から2月3日まで
- 3 縦覧場所 関前村役場

○愛媛県告示第51号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

御荘町

南宇和郡御荘町平城3063番地 代表者 町長 山下 英雄 南宇和郡御荘町中浦1151番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡御荘町猿鳴 319 番地先の公有水面

イ 区域

次の①点から⑤点までを順次直線で結んだ線並びに ⑤点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡御荘町猿鳴319番地先の猿鳴漁港台帳番号窓猿鳴防波堤に設置された金属鋲)は、北緯32度58分33秒、東経132度28分49秒の地点

- ①点は、基点から真北 254 度24分19秒4 26メートル の地点
- ②点は、①点から真北94度08分11秒2 .01メートルの 地占
- ③点は、②点から真北 111 度34分10秒1 33メートル の地点
- ④点は、③点から真北91度59分30秒1 .78メートルの 地点
- ⑤点は、④点から真北 178 度07分04秒 26 .61 メート ルの地点
- ⑥点は、⑤点から真北 268 度06分29秒1 .00メートル の地点
- ⑦点は、⑥点から真北 178 度05分55秒2 20メートル の地点
- ⑧点は、⑦点から真北88度06分29秒1 .00メートルの 地点
- 9点は、8点から真北 178 度06分58秒 17 .40 メート ルの地点
- ⑩点は、⑨点から真北 268 度03分03秒1 .00メートル の地点
- ⑪点は、⑩点から真北 178 度07分29秒2 20メートル の地点
- 迎点は、⑪点から真北88度06分29秒1 .00メートルの 地点
- ⑬点は、⑫点から真北 178 度07分01秒 26 .42 メートルの地点
- ⑭点は、⑬点から真北 275 度53分42秒3 .03メートル の地点
- ⑤点は、⑭点から真北 279 度15分32秒3 .06メートル の地点

ウ 面積

444 .44平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡御荘町猿鳴 319 番地先の公有水面及び陸域 区域

次のア点から二点までを順次直線で結んだ線及び二 点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡御荘町猿鳴319番地先の猿鳴漁港台帳番号窓猿鳴防波堤に設置された金属鋲)は、北緯32度58分33秒、東経132度28分49秒の地点

ア点は、基点から真北 334 度51分50秒1 83メートル の地点

イ点は、ア点から真北91度49分49秒 64 .72 メートル の地点

ウ点は、イ点から真北43度20分05秒 90 39 メートル の地点

工点は、ウ点から真北87度51分26秒 18 .00 メートル の地点

オ点は、工点から真北 177 度51分39秒 91 80 メートルの地点

カ点は、オ点から真北 211 度29分59秒 79 .73 メート ルの地点

キ点は、カ点から真北 278 度54分35秒 67 .07 メート ルの地点

ク点は、キ点から真北 275 度24分26秒 56 89 メート ルの地点

ケ点は、ク点から真北 296 度02分18秒2 43メートル の地点

コ点は、ケ点から真北30度20分30秒1 50メートルの 地点

サ点は、コ点から真北22度07分07秒8 .09メートルの 地点

シ点は、サ点から真北18度26分22秒3 .95メートルの 地占

ス点は、シ点から真北 355 度08分13秒 10 .00 メート ルの地点

セ点は、ス点から真北 353 度05分22秒 10 .04 メートルの地点

ソ点は、セ点から真北 357 度01分31秒 10 .00 メートルの地点

タ点は、ソ点から真北 352 度24分18秒 10 .04 メートルの地点

チ点は、夕点から真北 347 度24分36秒 10 .18 メート ルの地点

ツ点は、チ点から真北 341 度10分21秒 10 .43 メート ルの地点

テ点は、ツ点から真北 343 度55分22秒6 .69メートル の地点

ト点は、テ点から真北63度49分33秒8 .00メートルの 地点

ナ点は、ト点から真北 119 度30分30秒3 94メートル の地点

ニ点は、ナ点から真北97度51分56秒9 .74メートルの 地点

ウ 面積

16 ,356 .01平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成15年1月6日

○愛媛県告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
県 道	今治波方港線	今治市東村南一丁目甲30番 3 地	先から	旧	メートル 10.7~18.0	キロメートル 0 .160	
宗 追		同市東村三丁目甲463番 2 地先ま	新	15 D~22 D	0 .160		

○愛媛県告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	今清	台波方港	巻線	今治市東村i							平成15年 1 月27日

○愛媛県告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ì	道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
	県 道 松山北条線			4 白	北条市西谷字黒土乙238番8から		旧	メート 4	〜ル 8~7	70 D	キロメートル 0.874		
,	元	松山北条線			同市客字芝ケ谷甲269番 2 地先まで	新		8 ~ 7 0 ~ 8		0 .874 0 .661			

○愛媛県告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
- 県 道	松ι	山北条	線	北条市西谷			C				平成15年 1 月14日	

○愛媛県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷地幅	の 員	延長	備	考
県 道	久万中山線	上浮穴郡小田町大字臼杵1412番地	先から	旧	メートル 4.1~ 6		キロメートル 0 .160		
宗 追	人 刀中山緑	同大字1395番まで		新	5 4~59	0. 6	0 .160		

○愛媛県告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線:	当 供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県道	久万中山線	上浮穴郡/	N田町大字臼 5番まで]杵1412番地	先から				平成15年 1 月14日

○愛媛県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線	名	X	間	旧・新別	敷地幅	l の 員	延長	備	考
一般国道	380		上浮穴郡小田町大字大平1249番地	/-	IΒ	メートル 78~	9.4	キロメートル 800.00		
一般国道	380	5	工序八部小田町入子入平1249街地	元	新	16 .4~	17 2	800. 0		

○愛媛県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		380号		上浮穴郡小	田町大字大	平1249番地	先				平成15年 1 月14日

○愛媛県告示第60号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路0	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県		=	路能登	4白	宇和島市日振島2145番 1 地先から		旧		〜ル 5~	7 .0	キロメー 0.094			
宗 	但	音	·哈彤豆	. AN	同市日振島2132番 1 地先まで		新	7	D ~ 1	0.0	0 .094	4		

"	九島循環線	宇和島市本九島字押舞鼻2390番1から 同字2386番1地先まで	旧 新	4 6~ 6 2 11 3~43 4	0 .118 0 .127	
	蔣淵下波線	宇和島市下波2222番地先から	旧	6 5~44 5	0 247	
"	滑·// 卜/及綠	同市下波2263番地先まで		11 5~44 5	0 247	

○愛媛県告示第61号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
県	道	喜	路能登	線		宇和島市日振島2145番 1 地先から 同市日振島2132番 1 地先まで							
	"	蔣	淵下波	線	宇和島市下波2222番地先から 同市下波2263番地先まで							II.	

○愛媛県告示第62号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定 に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称 松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 松山広域都市計画下水道事業 新浜都市下水路
- 3 事業施行期間 平成15年1月14日から 平成22年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 愛媛県松山市辰巳町地内

(2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第63号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

北条市鹿峰字屋方所 162番4及び 162番4地先水路

- 2 申請人の住所氏名 松山市清水町三丁目 201番3 コウテイ建設株式会社 代表取締役 西原 哲弘
- 3 図面省略

公	告	

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成14年12月27日	特定非営利活動法人 ヘルスプロモーション・ネッ トワーク	松本一惠	松山市喜与町一丁目 3 番地 1 シャンボール喜与町201号	本法人は健康増進を目指す個人・団体、運動選手・スポーツ愛好家、および子供に対して、「食」と「運動」の両面から健康増進・スポーツパフォーマンス向上など、その支援事業及び教育事業を行い、あととにより、地域住民の健康増進および子供の健全な育成を図ることを目的とする。	

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年12月27日	特定非営利活動法人 福祉親愛会	渡邉文春	松山市西石井一丁目 1 番25号	この法人は、身体障害者、知的障害者、知 的障害児、精神障害者及び高齢者に対して 福祉サービスの提供を行い、より福祉の充 実を拡大する事を目的とする。

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年12月27日	特定非営利活動法人職業開発訓練センター	小島征弘	松山市本町六丁目 6 番地 7	本法に対している。 本法は、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成14年12月27日	特定非営利活動法人 コミュニケーションハンディ キャップ研究会	明智美香	新居浜市庄内町一丁目 9 番27号	この法人は、コミュニケーションハンディキャップを持つ自閉症児・者に対して、環境構築による生涯にわたる社会的、生活的自立支援に関する事業を行うとともに、権利擁護ならびに自閉症に関する地域理解の促進を図り、自閉症児・者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。	

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。 平成15年1月14日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

落札に係る物品等の名称及び 数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地		落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日	
X線コンピュータ断層撮影(CT)システム 一式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年12月24日	住商リース株式会社四 国支店 香川県高松市番町一丁 目6番1号	5 ,313 ,945円	一般競争入札	平成14年11月12日	

X線コンピュータ断層撮影(CT)システム 一式 (月額貸借料/県立中央病院 救命救急センター) 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	済会 東京都千代田区紀尾井 2 805 81)円 一般競争入札	平成14年11月12日
--	---------------------------	-----------	-------------

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。 平成15年1月14日

愛媛県公営企業管理者職務代理者 愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

落札に係る物品等の名称及び 数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
X線泌尿器撮影装置 一式	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年12月24日	株式会社自治体病院共 済会 東京都千代田区紀尾井 町3番27号	32 ,025 ,000円	一般競争入札	平成14年11月12日

_	平成15年 1 月14日	変 坂	 - 节 又	第1422号